

大阪医科薬科大学
教職員各位
学生各位

大阪医科薬科大学
学長 佐野 浩一

【2022 年度 第 25 報】新型コロナウイルス感染拡大防止のための基本方針及び
教職員・学生の行動指針について
(対象期間：2023 年 3 月 1 日～当面の間)

今後、新型コロナウイルス感染症への一般の対応が緩和されていくこととなりますが、重症化リスクの高い人々を守るための対応は引き続き必要です。

本部キャンパスの大学病院では重症化リスクの高い患者さんが入院・外来にて加療中であることから、医療従事者等を介した感染を防がなければなりません。これは新型コロナウイルス感染症に限ったことではなく、他の感染症にも共通するものです。

現在、本部キャンパスは工事中で、患者さんや御家族の動線が学生や職員と密に重なるため、本部キャンパス全域で医療機関に準じた対応をします。また、他のキャンパスの学生や職員は本部キャンパスに出入りすることから、原則としてすべてのキャンパスにおいて同様の対応をお願いします。

以上の考え方及び急速に進行する DX を踏まえて、以下のとおり行動指針第 25 報を示します。対象期間は 3 月 1 日～当面の間とします。

基本的大学共通事項

1. 正課活動について

講義と演習については、Society5.0 への適応の意義を加えて、面接授業と遠隔授業を併用して行います。実習については、原則として面接で行います。具体的な講義、演習及び実習については、各キャンパスよりお知らせします

2. 正課外活動等について

すべての学生に大阪医科薬科大学病院の医療従事者に準じた行動を求めます。大人数の会食や大規模イベントなど、人が密集する感染リスクの高い場所では慎重な行動をとってください。また、奇声を発したり、大声での会話、喀痰・唾液の路上への吐出、あるいは歩行しながらの喫飲食を禁止とします。

① 自習室について

利用人数を制限します。室内ではマスクを着用し、飲食を禁止します。

② 会食等について

添付の『大阪府からの府民等への要請(2 月 1 日～3 月 12 日及び 3 月 13 日～5 月 7 日当該期間)』の内容に従ってください。会食に際しては、後日参加者を報告できるようにしておくこと、マスク会食など厳重な感染防止対策を講ずることなど、十分注意してください。

③ クラブ活動について

医療機関等における実習中及び近日中に実習を控える学生のクラブ活動への参加を全面的に禁止します。

その他の学生については、活動計画を提出し、各学部の方針に従って、節度をもって活動してください。クラブ活動は自由参加とし、参加を強制することがないようにしてください。

上記に反する行為・行動が原因となり、医療機関等でクラスターが発生した場合、当該学生は大阪医科薬科大学学生等懲戒規程による処分の対象とすることがあります。また、③に反した場合には、当該クラブの活動を停止します。

3. 学生のアルバイトについて

感染予防に十分留意することを前提に、学生のアルバイト等への従事を許可します。医療機関や高齢者施設等の重症化リスクの高い人がいる場所でアルバイトを行う場合は、クラブ活動を自粛する等、感染リスクを抑制する行動を採ってください。

4. 学生の健康管理について

- ①基本的な感染予防対策（マスク着用、手指消毒、3密回避、こまめな換気）をとってください。また休憩や食事時にマスクを外し飲食することで感染リスクが高くなります。飲食に伴う感染リスクを抑制するために、会話の際にはマスク着用を徹底してください。
- ②オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種を推奨します。
- ③体調チェックを行い、発熱(37.0度以上、または平熱+0.5度以上)、鼻水、咳、咽頭痛、倦怠感などの症状がある場合は、すみやかに医学部・看護学部の学生は本部キャンパスの保健管理室、薬学部の学生は阿武山キャンパスの健康管理支援室に電話連絡してください。
- ④新型コロナウイルス感染者、あるいは濃厚接触者となった場合は、出席停止となります。その場合、すみやかに保健管理室（医学部、看護学部）、健康管理支援室（薬学部）に必ず報告をしてください。出席停止期間については、「新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者の待機期間と対応について」の内容に従ってください。
- ⑤マスク着用については、学生・職員は、直接あるいは間接的に医療従事者や臨床実習生との接触がありますので、キャンパス内でのマスク着用を必須とします。

5. 教職員及び学生の海外渡航について

海外渡航は、外務省及び相手国の指示に従うこととし、事前に学長(教員・大学職員)、または病院長(病院職員)の許可を得てください。なお、学生は各学部長の許可を得てください。また、海外から帰国した者は、検疫所の指示に従うこととし、違反した場合は処罰の対象とします。

6. 学会、研修会及び勉強会等について

下記①～④の通りとしますが、加えて、開催地となる都道府県の指示に従ってください。

①会場として本学の講義室や教室を利用する学会、研修会、勉強会等について

以下の事項を遵守してください。

- ・十分な感染対策を講ずること
- ・ワクチン・検査を適切に利用してください。

②学外で開催される学会、研修会及び勉強会等への出席について

グループウェアに掲載した最新の「本学教職員の学会等出張の取扱について」を確認してください。医療従事者としての感染予防策を講じてください。

③学外からの見学者及び実習者について

原則として、健康管理情報を求め、新型コロナウイルスワクチン3回接種済であることを確認し、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種を推奨してください。または、可能であれば抗原検査陰性であることを確認してください。

④他学への講師派遣について

特に制限はしませんが、医療従事者としての感染予防策を講じてください。

7. 図書館について

開館時間及び自習のための利用については、各キャンパスよりお知らせします。

以上、基本的大学共通事項を示します。なお、各学部・各研究科で決定する事項については、ユニバーサル・パスポートから配信するそれぞれの学部長・研究科長の指示に従ってください。

※この基本方針は 2 月 28 日現在のものであり、今後の病原体の変異や社会情勢の変化によって、当該基本方針を遅滞なく見直す場合があります。

基本方針の変更時は、随時、ホームページやユニバーサル・パスポートで周知します。

以 上

- 1 区域 大阪府全域
- 2 要請期間 令和5年2月1日～当面の間
(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)
- 3 実施内容 次ページ以降のとおり

3 実施内容

①府民への呼びかけ（特措法第24条第9項に基づく）

- 感染防止対策（3密の回避、適切なマスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底
- 早期のワクチン接種（子どものワクチン接種を含む）を検討すること（法に基づかない働きかけ）
- 高齢者の命と健康を守るため、高齢者※1及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること
※1 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む
- 旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
- 高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること）
- 高齢者※1の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養すること
- 会食を行う際は、以下のルールを遵守すること
 - ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨
 - ・マスク会食※2の徹底※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

②市町村への要請（特措法第24条第9項に基づく）

- 高齢者施設の入所者等で希望する方への早期のワクチン接種を促進すること

③高齢者施設への要請（特措法第24条第9項に基づく）

- 早期のワクチン接種に協力すること
- 施設における基本的な感染防止対策を強化・徹底すること
- 面会時を含め、感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること）
- 入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査（3日に1回）を実施すること
- 施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること

④医療機関への要請（特措法第24条第9項に基づく）

○ 連携医療機関・往診医療機関等は、高齢者施設に対する早期のワクチンの接種に協力すること

- 基本的な感染防止対策を強化・徹底するとともに、自院入院患者が陽性と判明した場合は、当該医療機関で原疾患とあわせコロナ治療を継続すること
- 地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと
- 地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設等の感染制御の支援を推進すること

⑤大学等への要請（特措法第24条第9項に基づく）

○ **オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底すること**（法に基づかない働きかけ）

- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること
 - ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会
 - ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食
- 療養証明・陰性証明の提出を求めないこと
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

⑥経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

○ **オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底すること**（法に基づかない働きかけ）

- 療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底すること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 業種別ガイドラインを遵守すること

⑦ イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

（特措法第24条第9項に基づく）

➤ 主催者等に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

	感染防止安全計画策定 ※3	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※2	収容定員まで	5000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
収容率 ※2	100%	100%

- ◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること
- ◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること
- ◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと

※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む

※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。**収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること**

※3 参加人数が5000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※4 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

⑧施設について（府有施設を含む） 飲食店等への要請（第24条第9項に基づく）

対 象 施 設

【飲食店】

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)

【遊興施設】

キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

【結婚式場等】

飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合

【全ての飲食店等への要請】

- 利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること

【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】

- 同一グループ・同一テーブル4人以内
（5人以上の入店案内は控えること）
- 利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（法に基づかない働きかけ）

施設の種類	内 訳	働きかけ内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	【人数上限・収容率】 イベント開催時は、 イベント開催制限と同じ 【その他】 （法に基づかない働きかけ） ○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

概要

感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、認証制度。

対象

飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

認証基準

以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要

- （例）
- ・座席間隔の確保（正面着座でも1m以上の距離の確保によりパーティション不要）
 - ・手指消毒の徹底
 - ・食事中以外のマスク着用の推奨
 - ・換気の徹底、CO2センサーの設置
 - ・ビュッフェスタイルでの手指消毒の徹底による tong や箸の共用

問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター（開設中）

電話番号：06-6131-6280

開設時間：平日9時30分～17時30分



特措法に基づく要請等コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

受付電話番号：06-6131-6408

※府ホームページ上にもFAQを掲載

府民等への要請

別添資料1

- 1 区域 大阪府全域
- 2 要請期間 令和5年3月13日～5月7日
(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)
- 3 実施内容 次ページ以降のとおり

3 実施内容

①府民への呼びかけ（特措法第24条第9項に基づく）

- 感染防止対策（3密の回避、手洗い、こまめな換気等）の徹底
 - 早期のワクチン接種（子どものワクチン接種を含む）を検討すること（法に基づかない働きかけ）
-
- 高齢者の命と健康を守るため、高齢者※1及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること
※1 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む
 - 旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
 - 高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること)
 - 高齢者※1の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養すること
 - 会食を行う際は、ゴールドステッカー認証店舗を推奨

②市町村への要請 （特措法第24条第9項に基づく）

- 高齢者施設の入所者等で希望する方への早期のワクチン接種を促進すること

③高齢者施設への要請 （特措法第24条第9項に基づく）

- 早期のワクチン接種に協力すること
- 施設における基本的な感染防止対策を強化・徹底すること
- 面会時は、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること)
- 入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査（3日に1回）を実施すること
- 施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること

④医療機関への要請（特措法第24条第9項に基づく）

○ 連携医療機関・往診医療機関等は、高齢者施設に対する早期のワクチンの接種に協力すること

- 基本的な感染防止対策を強化・徹底するとともに、自院入院患者が陽性と判明した場合は、当該医療機関で原疾患とあわせコロナ治療を継続すること
- 地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと
- 地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設等の感染制御の支援を推進すること

⑤大学等への要請（特措法第24条第9項に基づく）

- **オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底すること**（法に基づかない働きかけ）
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること
 - ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会
 - ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食
- 療養証明・陰性証明の提出を求めないこと
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

⑥経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- **オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底すること**（法に基づかない働きかけ）
- 療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底すること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 業種別ガイドラインを遵守すること

⑦ イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む） （特措法第24条第9項に基づく）

Ø 主催者等に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

	感染防止安全計画策定 ※3	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※2	収容定員まで	5000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
収容率 ※2	100%	100%

- ◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること
- ◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること
- ◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと

- ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む
- ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること
- ※3 参加人数が5000人超かつ収容率50%超のイベントに適用
- ※4 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることが条件とする

⑧施設について（府有施設を含む） 飲食店等への要請（第24条第9項に基づく）

対 象 施 設

【飲食店】

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)

【遊興施設】

キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

【結婚式場等】

飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合

【全ての飲食店等への要請】

○カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること

【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】

○同一グループ・同一テーブル4人以内
（5人以上の入店案内は控えること）

○利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（法に基づかない働きかけ）

施設の種類	内 訳	働きかけ内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	【人数上限・収容率】 イベント開催時は、 イベント開催制限と同じ 【その他】 （法に基づかない働きかけ） ○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

感染防止認証ゴールドステッカー 制度概要

参考！

概 要

感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、認証制度。

対 象

飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

認証基準

以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要

- （例）
- ・座席間隔の確保（正面着座でも1m以上の距離の確保によりパーティション不要）
 - ・手指消毒の徹底
 - ・換気の徹底、CO2センサーの設置
 - ・ビュッフェスタイルでの手指消毒の徹底によるトングや箸の共用

問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター（開設中）

電話番号：06-6131-6280

開設時間：平日9時30分～17時30分



令和5年5月8日の基本的対処方針廃止後、同日付で
「感染防止認証ゴールドステッカー」及び「感染防止宣言ステッカー」制度を廃止

国によるマスク着用の見直し及び各種措置終了の考え方

参考2

(1) マスク着用の考え方の見直し(令和5年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

- 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本
- 政府は各個人の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面等を示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨
- マスク着用の考え方の見直しは、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用

<着用が効果的な場面>

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨
 - ・医療機関受診時
 - ・高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時(当面の取扱)
- 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知

<事業者における対応>

- 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される

<学校における対応>

- 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。4月1日より前に実施される卒業式におけるマスク着用については児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とする

(2) 感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針(令和5年1月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

- 5月8日から新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけ
- 5類感染症に位置づけに伴い、特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」も廃止
- 基本的対処方針の廃止に伴い、飲食店における第三者認証制度及び感染防止安全計画等によるイベント開催制限も5月8日付で廃止

(令和5年2月10日付 国事務連絡)

特措法に基づく要請等コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

受付電話番号：06-6131-6408

※府ホームページ上にもFAQを掲載